答申第２６９号（諮問第２７６号）

「令和５年度　群馬県立〇〇高等学校第１学年にて令和５年１２月に発生したいじめ関する発生報告書」の公文書不開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第１　審査会の結論

群馬県教育委員会教育長が行った全部を不開示とした決定について、なお不開示とすべきとしている部分のうち、別表２（Ｃ）欄に示した部分は開示すべきであるが、その他の部分については、不開示が妥当である。

第２　諮問事案の概要

１　公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成１２年群馬県条例第８３号。以下「条例」という。）第１１条の規定に基づき、群馬県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）に対し、令和６年６月１１日付けで、「令和５年度　群馬県立〇〇高等学校第１学年にて令和５年１２月に発生したいじめ関する発生報告書」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　開示決定期間の延長

実施機関は、令和６年６月２１日付けで、条例第１９条第２項の規定に基づき、本件請求に対して開示決定等の期間を延長し、その理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（延長の理由）

開示決定等に係る事務に時間を要するため

３　実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を別表１（あ）欄の公文書（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第１８条第２項の規定に基づき、令和６年７月１２日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を開示しない理由を別表１（い）欄のとおり付して、請求人に通知した。

４　審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として令和６年７月３０日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

５　弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第３項において読み替えて適用する同法第２９条第２項の規定に基づき、令和６年１２月２０日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

６　反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第３０条第１項の規定に基づき、令和７年２月１３日付けで反論書を作成し、実施機関に提出した。

７　諮問

実施機関は、条例第２６条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和７年４月２８日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

８　意見書の提出

請求人は、条例第３２条の規定に基づき、令和７年６月３０日付けで意見書を作成し、審査会に提出した。

第３　争点

本件請求に係る公文書のうち、実施機関がなお不開示を維持することとしている部分が妥当かどうか。

第４　当事者の主張

１　請求人の主張要旨

（１）審査請求の趣旨

公文書の開示を求める。

（２）審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によるとおおむね以下のとおりである。

教育委員会宛てのいじめに関する発生報告書と県知事宛てのいじめ重大事態発生報告書の内容が違う可能性があるため、内容の確認をしたい。

当初のいじめ発生の被害者側への報告は、授業中に話合いをして結託をし、被害者を陥れようとして行ったいじめ行為。重大事態の発生報告書では、話合いはしないで偶発的に起きた、たまたまのいじめ行為。

いじめ重大事態の審議調査が開始したら、いじめ重大事態発生報告書の内容を変更する旨の話が群馬県立〇〇高等学校（以下「本件高校」という。）教頭から説明があった。また、教育委員会の生徒指導係からは、話合いはできない環境であり、加害者側が偶発的に行ったいじめ事案で重大事態の報告書を作ったとの報告があった。

報告内容が違えば調査結果に影響が出る可能性がある。また重大事態の第三者委員会で公正な議論ができない可能性がある。

加害者個人及び担当教諭・教科を特定できる情報と発言内容は必要ない。

いじめに関する発生報告書で、どのように行われたいじめであったか開示をしてほしい。

２　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

（１）本件公文書について

ア　本件公文書は、令和６年５月２７日付けで群馬県教育委員会教育長宛てに報告された、本件高校におけるいじめに係る重大事態（以下「本件重大事態」という。）の発生報告書である。本件公文書は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第３０条第１項の定めに基づき法第２８条に定める重大事態が発生した旨を報告するものであり、いじめ重大事態の発生についての報告書及びその別紙で構成されている。

イ　報告書には、事案の概要や本件高校の対応の状況等が記載されている。これらには、被害生徒及びその保護者の本件重大事態に関する発言等が含まれている。

ウ　報告書の別紙には、本件重大事態について関係する生徒から調査した内容が含まれている。

（２）本件重大事態の調査について

ア　調査組織の設置について

法第２８条第１項では、いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときなどは、「その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」と規定している。本件重大事態においても、令和７年８月２７日に調査を行うための組織（以下「調査組織」という）へ諮問し、事案の詳細な調査・審議が進められているところである。

イ　調査結果の情報提供及び公表について

法第２８条第２項では、「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しており、被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことが、学校の設置者又は学校の法律上の義務とされている。

他方、調査結果の公表について「いじめの重大事態の調査に関するガイ

ドライン（文部科学省ガイドライン　平成２９年３月）（以下「ガイドライン」という。）」では、「いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。」としており、法律上の義務とまではされていない。

ウ　調査に関する留意点

ガイドラインでは、「学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。」とされている。

エ　今後の調査について

（ア）本件公文書には、本件高校において、いじめの事実の有無を確認するために行った調査等に関する情報が記載されているが、それのみでは本件重大事態の全容が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第２８条第１項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査組織による調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査が求められているものと解される。

（イ）現在設置されている調査組織による調査では、いじめの被害生徒、加害生徒及び学校等の立場が異なる様々な関係者から、それぞれ当時の状況や主張を聴取する他、SNSへの書き込みなどの客観的証拠の収集や生徒へのアンケート調査などを通して、最終的に調査報告書としてまとめ、当該事案への対応及び再発防止策の策定を行う事が想定される。

（３）条例第１４条第５号該当性について

本件公文書は、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報が含まれている可能性があり、これらを公にすることは、学校の関係者等の県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。また、このように未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報が公にされることにより、今後、本件重大事態と同種の事案において調査等を行うための資料の収集等に支障が生じ、ひいては県の内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性等が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、本件公文書は条例第１４条第５号に定める審議検討情報に該当するとして不開示と判断した。

（４）条例第１４条第６号該当性について

本件重大事態については、現在においても調査組織による調査が行われており、本件公文書を開示することにより、事実関係等に係る不完全な情報が公

にされ、独り歩きすることとなると、被害生徒、加害生徒及び保護者等との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力が得られなくなるなど、本件重大事態の事実関係を明確にすることを目的とする調査組織の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

（５）新たに開示する部分について

ア　新たに開示する部分の追加について

上記（３）及び（４）のとおり、本件処分の時点においては本件公文書に記載された情報の全てが条例第１４条第５号及び第６号に該当するとして不開示とする決定を行ったところである。

審査請求書によれば、請求人は教育委員会宛ての、いじめに関する発生報告書と県知事宛ての重大事態報告書の内容が違う可能性があり、内容の確認をするために本件審査請求を行ったとしている。このため、本件公文書のうち表題部や日付の部分を開示するのみでも報告の態様に資する部分があることから、可能な限りで部分開示を行うこととする。新たに開示する部分及び不開示を維持する部分（以下「不開示維持部分」という。）は、別表２（Ａ）及び（Ｂ）欄のとおりである。

なお、部分開示を行うに際し、不開示とする理由に条例第１４条第２号を追加する。

イ　不開示維持部分について

（ア）報告書（文書１）について

不開示維持部分には、事案の概要及び経緯並びにこれまでの学校の対応が記載されており、被害生徒や保護者から聞き取った内容が含まれている。

（イ）報告書の別紙（文書２）について

不開示維持部分には、いじめとされる行為の詳細が記載されており、加害生徒等から聞き取った内容が含まれている。

（ウ）不開示を維持する理由

上記（ア）及び（イ）にはいずれも、一般人が通常入手し得る情報によっては個人を特定できる情報は記載されていないものの、これを公にすることにより、本件高校の生徒等の一定範囲の関係者等により個人が特定される可能性がある。そして、それらの者に本件重大事態の詳細な経緯等が明らかとなることにより、当該個人の権利利益が害されるおそれがある。

したがって、条例第１４条第２号本文後段に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、なお、不開示とすべきである。

第５　審査会の判断

１　本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「令和５年度　群馬県立〇〇高等学校第１学年に

て令和５年１２月に発生したいじめ関する発生報告書」である。実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定した上で、その全てを不開示とする本件処分を行った。これに対し、請求人は、本件処分を不服とし、本件公文書の開示を求めている。

これに対し、実施機関は審査手続において、本件処分で不開示とした情報の一部については新たに開示する一方、不開示維持部分については、不開示理由として条例第１４条第２号を追加した上で、なお不開示とすることが妥当であると主張している。

そこで、以下において、本件公文書の内容を確認した結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

２　不開示情報に係る条例の定めについて

（１）個人に関する情報について

ア　条例第１４条第２号本文前段では「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を不開示情報として定めている。

また、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」としているが、これは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより識別可能となるものについても、特定の個人を識別することができるもの（以下「個人識別情報」という。）として不開示情報となるという趣旨である。

そして、照合の対象となる「他の情報」としては、公知（周知）の情報や、図書館などの公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられている。

イ　条例第１４条第２号本文後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、実施機関が保有する個人情報の大部分は個人識別情報であり、これを不開示とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されると考えられるが、中には、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められたりするものがあり得ることから、補充的に不開示情報として規定したものである。

ウ　ただし書イないしハでは、一般に公にされており個人の権利利益を侵害せず不開示にする必要のない情報、個人の権利利益を侵害しても開示することによる公益が優先するため開示すべき情報及び公務員の職務の遂行に関する情報を本号の不開示情報から除くこととしている。

（２）審議検討情報について

条例第１４条第５号では「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として定めている。

（３）事務事業情報について

条例第１４条第６号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として定めている。

３　不開示情報該当性について

当審査会において本件公文書を見分したところ、不開示維持部分には、いじめが発生したとされる日時やその後の対応に係る日時、いじめがあったとされる授業の名称及び内容、関係する生徒の学年・クラス・性別・言動・氏名に代わるアルファベットの記述、保護者の要望、学校の対応等が含まれていることが認められた。

（１）いじめが発生したとされる日時やその後の対応に係る日時、いじめがあったとされる授業の名称及び内容、関係する生徒の学年・クラス・性別・言動・氏名に代わるアルファベットの記述並びに保護者の要望について

これらはいずれも、一般人が通常入手し得る情報によっては個人を特定することができないものの、これを公にすることにより、本件高校の生徒等の一定範囲の関係者等が保有している又は入手可能と通常考えられる情報により、特定の個人の識別が可能である。そして、それらの者に本件重大事態の詳細な経緯等が明らかとなることにより、当該個人の権利利益が害されるおそれがある。

したがって、当該情報は、特定の個人を識別することが可能な上、公にすることにより関係生徒等の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第１４条第２号本文に該当し、同号ただし書イないしハに該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

（２）生徒の学年及び性別について

本件請求は、「令和５年度　群馬県立○○高等学校第１学年にて令和５年１２月に発生したいじめ関する発生報告書」として、対象となる学校及び学年を特定して行われたものである。これに対し、実施機関は、本件請求に係る公文書を特定した上で、本件公文書の全部を不開示とする決定を行っている。

このことからすれば、本件公文書が本件高校の特定の学年におけるいじめに関する重大事態に係るものであることは、既に明らかにされていると認められる。また、当該高校における設置状況等の公知の事情を踏まえれば、在籍生徒の性別についても、容易に推知できる情報であるといえる。

したがって、報告書（文書１）における「１　事案の概要　１行目」中の生徒の学年及び性別は、既に明らかにされている情報又は推知可能な情報であって、これらを公にしても、条例第１４条各号が予定する支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

以上のことから、報告書（文書１）における「１　事案の概要　１行目」中の生徒の学年及び性別は、条例第１４条各号に規定するいずれの不開示情報にも該当せず、開示すべきである。

（３）学校の対応について

ア　当該部分には、本件重大事態に対する学校の対応として、いじめを行ったとされる生徒に対する指導の内容や、事実関係の確認、関係生徒への聞き取り、保護者への連絡等の対応状況が記載されている。

これらの記載の中には、上記（１）で検討したとおり、特定の個人を識別することが可能な上、関係生徒等の個人の人格と密接に関係する情報が含まれており、当該部分を公にすることにより、関係生徒等の権利利益を害するおそれがある。よって、条例第１４条第２号本文に該当し、同号ただし書イないしハに該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ　一方、別表２（C）欄に示した部分は、いじめ事案が発生した際に学校が一般的に実施すると考えられる対応が記載されているにとどまり、関係生徒等が特定されるおそれはなく、また、個人の権利利益を害するおそれも認められない。このため、当該部分は条例第１４条第２号に規定する不開示情報には該当しない。

また、当該部分は学校内部の意見交換や意思形成の過程を示したものではなく、本件いじめ事案に対して学校が行った事務的対応の経過を記録した内容にとどまる。したがって、これを開示しても、実施機関の審議、検討又は協議の公正かつ円滑な執行に影響を及ぼすとは認められず、条例第１４条第５号に規定する不開示情報にも該当しない。

さらに、前述のとおり当該部分は、学校が行った事務的な対応状況を記録した内容にとどまるものであり、調査組織の判断や調査の進め方に影響

を及ぼす性質の情報とはいえない。したがって、これらを開示したとしても、関係者が協力を控えるなど、調査組織による調査の遂行に具体的な支障が生じるとは認められず、条例第１４条第６号に規定する不開示情報にも該当しない。

以上のことから、不開示とされた当該情報のうち、別表２（C）欄に掲げる部分については開示すべきである。

４　結論

以上のことから、「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

第６　付言

本件請求は、特定の学校名及び学年を特定した上で、当該学校において発生したいじめに関する重大事態の発生報告書の開示を求めるものであった。このような請求に対し、当該公文書の存否を明らかにすることは、それ自体により、当該学校の当該学年において、いじめに関する重大事態が発生したことの有無という事実を推知させることとなり、結果として、条例第１４条第２号に規定する関係生徒に係る個人に関する情報を明らかにすることとなる。

このため、本件請求の内容及び性質に照らせば、実施機関においては、当該公文書の存否について回答しない存否応答拒否による対応を採ることが、適切であったと考えられる。

今後、同種の請求に対応する際には、単に文書の内容が不開示情報に該当するか否かにとどまらず、文書の存否を明らかにすること自体により、不開示情報が推知されるおそれがないかについても十分に検討した上で、条例の趣旨を踏まえた適切な対応が図られることが望まれる。

第７　審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年　　月　　日	内　　容
令和　７年　４月２８日	諮問
令和　７年　９月１８日 （第１０３回　第一部会）	審議（本件事案の概要説明）

令和　７年１１月２１日 （第１０４回　第一部会）	審議（実施機関の口頭説明）
令和　８年　１月２０日 （第１０５回　第一部会）	審議
令和　８年　３月１９日 （第１０６回　第一部会）	審議
令和　８年　５月１８日 （第１０７回　第一部会）	審議
令和　８年１０月　８日	答申

別表1

特定した公文書（あ）		不開示理由（い）
文書１	いじめ重大事態の発生についての報告書	【群馬県情報公開条例第１４条第５号及び同条第６号該当】 請求内容は、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ重大事態として調査審議中の事案であり、開示することにより、いじめ重大事態の調査審議に支障をきたす可能性があるため。
文書２	いじめ重大事態の発生についての報告書（別紙）	

別表２

特定した公文書		実施機関が新たに開示するとした部分（A）	実施機関が不開示を維持するとした部分（B）	審査会が開示すべきと判断した部分（C）
文書１	いじめ重大事態の発生についての報告書	右記を除くすべて	・「１　事案の概要」の詳細 ・「２　事案の経緯とこれまでの学校の対応」の詳細	・「１　事案の概要」1行目33文字目から3行目まで（2行目15字目から34字目を除く） ・「１　事案の概要」4行目から5行目まで（4行目36字目から5行目7字目を除く） ・「１　事案の概要」9行目13字目から11行目まで ・「１　事案の概要」12行目14字目から13行目まで ・「２　事案の経緯とこれまでの学校の対応」2行目から3行目まで ・「２　事案の経緯とこれまでの学校の対応」23行目から26行目まで ・「２　事案の経緯とこれまでの学校の対応」28行目から29行目7文字目まで ・「２　事案の経緯とこれまでの学校の対応」32行目から33行目まで
文書2	いじめ重大事態の発生についての報告書（別紙）	右記を除くすべて	・授業の名称 ・「１　授業の概要」の詳細 ・「２　関係する生徒」の詳細	なし

※字数：句読点・記号を含む。（）はそれぞれ１文字